

横浜市空家等対策協議会運営要綱

制 定 平成 27 年 8 月 12 日 建企第 84 号（局長決裁）

最近改正 平成 30 年 4 月 1 日 建企第 636 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 7 条に規定する協議会として組織する横浜市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 市長は、空家等対策の推進に関し、次に掲げる事項について協議会で協議を行う。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

（委員）

第 3 条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる者については、市長が就任を依頼する。

（会議）

第 4 条 協議会の会議は、市長が招集する。

（委員への謝金の支払）

第 5 条 本市職員以外の委員には、協議会への出席に対する謝金として、日額 14,000 円を支給する。

（庶務）

第 6 条 協議会の庶務は、建築局住宅部住宅政策課において処理する。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。